

経過措置料金規制解除基準と ガス大手3者の状況について

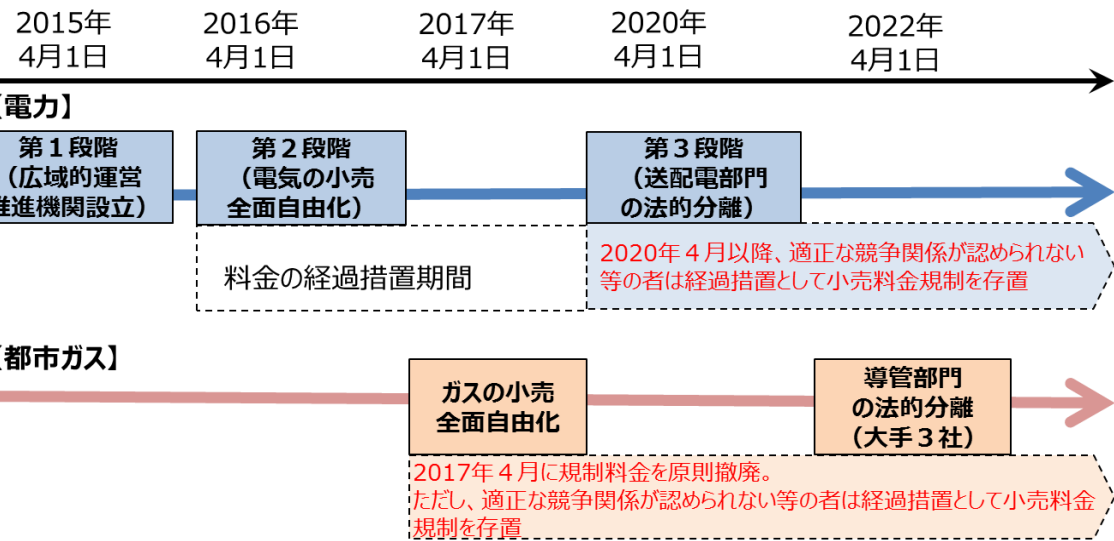
2021年3月10日

資源エネルギー庁

経過措置料金規制について

- 2017年4月の小売全面自由化後、ガス小売事業者は原則自由に料金を設定できることとした。
- ただし、ガス小売事業者間の適正な競争関係が認められない場合等需要家の利益を保護する必要性が高い場合に、経済産業大臣が指定した供給区域等において、小売料金規制を存置することとした。
- 2017年4月の小売全面自由化時点において、一般ガス事業者12者の供給区域等を指定。その後、3者の指定を解除し、現在、**9者**が経過措置料金規制の対象となっている。

エネルギーシステム改革のスケジュール



経過措置料金規制指定対象事業者		現在9者	
小売全面自由化時12社			
担当局	指定対象事業者(一般ガス事業者)		
本省	東京ガス(東京地区等)	現在9者	
	大阪ガス		
	東邦ガス		
東北	仙南ガス		解除 (2018.3.1.)
関東	京葉ガス		現在9者
	京和ガス		
	日本ガス(南平台・初山地区)		
	熱海ガス		
近畿	河内長野ガス		解除 (2018.3.1.)
中国	浜田ガス		
九州	エコア(100MJ地区)	解除 (2018.3.1.)	
	南海ガス		

□ : 現在料金規制が存置されている者

第28回電力・ガス基本政策小委員会での議論概要（経過措置料金解除基準関係） 1 / 4

- 第28回電力・ガス基本政策小委員会では、委員等から、下記の趣旨の御意見を頂いた。

経過措置料金解除基準関係

- 数値的には満たしているという部分もあるとのことだが、都市ガスの場合需要のすく多い都市部とそれほどでもない地方、同じエリアの中でもその差がどのくらいあるのかというのが一番気になっている。経過措置を解除した後も需要の多い都市部では引き続き競争が続くとしても、そうでないところがどうなるのかということもぜひしっかり検証いただいて検討いただければ。【大石委員】
- ガスは一定の基準を設けて、その基準でもって経過措置を課さない事業者が相当あり、消費者の方から非常に不安だという相当厳しい批判があったが、私自身は、この基準で経過措置を最初から課さない合理的な根拠があると説明してきたつもり。その理由は、都市ガス事業の特性として導管で供給した方がコストが安いところは導管で供給し、ボンベで供給した方が安いところ、シリンダーで供給した方が安いところはLPガスが主力になり、そのちょうど境界、まだ都市ガスが、導管供給がぎりぎり競争力を持つところまで都市ガスが拡大していく。そうすると、論理必然的に境界あたりのところでは原価を適正に積んでいったとしてもLPガスと価格面でかなり近くなって、競争が一定程度あることが相当に合理的。さらに価格が高いということは利益を大きく乗せているということではなく、条件フリー地域なので、コストがかさんで価格が高くなるというのはしょうがないことなのだが、電気料金は基本的にエリアごとで同じ料金がついていて、オール電化との競争になると、ガスの価格が高ければ当然競争圧力は非常に強いということになり、電気ともLPガスとも競合するという側面が相当に強いので、ガス・ガスの競争が総体的に緩かったとしてもそんなに簡単に値上げできないという側面が強いという発想があったのだと思う。この点で言うと、今回出てきた大手3者も含むこの議論は相当に意味が違い、相当条件の有利な地域なので、他燃料との競争がどれくらい信憑性があるのかについては、当初から相当に疑問に思われていた側面もあり、現実にもそうだと思うので相当慎重に見ていただきたい。今回提出されたようなラフな資料で安直にオール電化と競争しているとか、他燃料と競争しているということは困難。実際にガスには内々価格差が相当にたくさんあり、電気の価格は総体的に均一だということを考えれば、かなりガスの値段が高いところでも壊滅するほどではないということから考えると、そこからガスの値段がもともと自然体で数十%低いところで、競争圧力は相当かかっているというのは相当に荒唐無稽というようなこともあり得る。少なくとも同質的なガスの競争と対置できるような競争圧力というものには相当な説明が必要だと思うので、まず慎重に考えていただきたい。【松村委員】

第28回電力・ガス基本政策小委員会での議論概要（経過措置料金解除基準関係） 2 / 4

- 第28回電力・ガス基本政策小委員会では、委員等から、下記の趣旨の御意見を頂いた。

経過措置料金解除基準関係

- ガスの解除基準の整理がなされた後で大きな変化が2点あった。1つは、ガスの方ができたときにはまだ電気の経過措置に関して基準のようなものがなかったが、基準が議論されるようになったということで、もう既に整理されているので状況は大きく変わっている。電気と全く同じ基準でやるというのも非常に不合理だと思うが、それができているということも念頭に置いた上で相当慎重に考えていただきたい。最後に、何のために経過措置を解除するのかに関して、経過措置の弊害があるから解除するということになるわけで、もともと経過措置を課さなかったときにはリバランスということが非常に重要だったということが言われていた。つまり、使用量が相対的に異常に少ない、例えば別荘を持っているような人がいて、この人は固定費が相当かかっているにもかかわらず、従量料金で固定給を相当回収するようになっているので、別荘の所有者を実質的に補助して、そこに住んでいる住民に重い負担を課すような料金体系を事業者が自由に変えられないということをしていいのかという議論があったと思う。ところがこれに関しては、託送料金の認可申請の段階で、東京ガスはリバランスと全く反するような、固定費の回収を基本料金で回収するというのは相当に抑制し、従量料金で固定費を回収するというような託送料金を原案として出してきて、これで全ての消費者に対してガスの業界はリバランスはそんな重要ではなかったということを強烈にアピールしてしまったということがあった。その後でこれを解除するということになる、ガス会社はリバランスのためじゃなくて値上げのためにこれを解除してほしいと言っているのかという疑念を消費者が持ったとしてもとても自然だと思う。以前はリバランスが重要だということで経過措置を全てに課さないということを強く支持して、消費者に対しても説得するような発言を続けてきたわけだが、その後ある意味ではしごを外されるような申請が出てきた段階でその議論は説得力を相当失ったと思っている。状況が大きく変わっているということも十分考えた上で、慎重に経過措置の解除を検討していただきたいし、先ほどの大石委員の発言では、大手のほうはあまり心配ないというような発言だったので、もし消費者から強い懸念が出てこなければ問題ないと思うが、消費者から強い懸念が出てきたときには、慎重に今後検討していただければと思う。【松村委員】
- 論点である供給力はあるか、という点について、基本的にこの手の話は競争政策における企業結合のガイドラインを一部引っ張っている部分もあるように見受けられ、企業結合ガイドラインの例えば将来の参入圧力という観点で見たときに、多分彼らは2年で見ているんじゃないかと思うが、ここのあたり確認していただければと思う。将来の効率性の向上についてどう考えるかというのもガイドラインで示されているところだと思う。長く見ても多分3年から5年じゃないかというのが私の記憶で、事前に調べてくればよかったのだが、そういう観点で言うと、今回監視をされるということなので、監視期間をどのように考えるのか、自由化の流れの中で経過措置を外しながら監視のやり方について考えるというのも一つの考え方なのかなと資料について拝聴して思う。【大橋委員】

第28回電力・ガス基本政策小委員会での議論概要（経過措置料金解除基準関係） 3 / 4

- 第28回電力・ガス基本政策小委員会では、委員等から、下記の趣旨の御意見を頂いた。

経過措置料金解除基準関係

- 解除基準について、ガスシステム改革小委員会における度重なる議論を経て解除基準や総合的な判断の考え方が整理されたと認識しており、これらの基準や考え方は非常に重みのあるものと受け止めている。また、経過措置料金規制が課せられた事業者と課せられなかった事業者、既に解除された事業者との公平性を確保する観点も踏まえると、既に整理済の基準や考え方に基ついて経過措置料金規制の解除を御判断いただくことが原則。次に供給余力について、ガス小売事業に必要な設備は、ガス小売事業者自らが建設することが基本だと思う。適取ガイドラインにおいて、その他の選択肢として卸供給や振替供給、LNG基地の第三者利用及びその他製造受託への対応といった措置が既になされている。今回対象となる3者は、こうした適取ガイドラインに基ついて適切に対応しており、さらに自主的取組としてスタートアップ卸への対応も行っている。したがって、新規参入事業者には多様な選択肢が既に存在していると思っている。最後に競争の現状について、ガス小売全面自由化後の3年半でこの3者の供給区域には、大手電力会社をはじめとした多くの小売事業者が参入し、ガス小売事業者間の激しい競争が発生している。こうした競争に加えて、この3者エリアでも都市ガスを選択していただくためのオール電化を中心とした他燃料との激しい競争もある。このような事業経営環境に対応するため、3者は創意工夫によってお客様のメリットにつながる新たなサービスや割安な料金メニューを次々に打ち出しており、ガス小売全面自由化の目的の一つであった競争原理導入によるガス料金の低廉化などを通じたお客様利益の増進が果たせていると認識。【沢田オブザーバー】
- 定量的な数値と、肌感覚で例えばテレビのコマーシャルとか色々な事業者の営業活動を見ており、都市ガスの分野では非常に厳しい競争が進んでいると理解していた。ただ、松村委員がおっしゃったように見方を変えると、都市ガスという特殊な分野の中での競争について本当にそうなのかという御意見もあるので、そこは両方の目線を持って検討するという事は一つ必要だと思う。十分な供給余力について、ここがネックとなって解除を外すことが望ましくないのではないかという指摘と理解。参入者が、足元としては契約関係があるが、相対であるため今後の相対交渉がうまくいかどうかを懸念されているコメントがある。ここは民民契約であるため、踏み込んで介入することは難しいのかもしれないが、不当な理由で供給側が拒否することがないように調停、もしくはモニターしていく仕組みが監視等委のほうで行われる必要があると思う。先ほど大橋委員からもあったが、解除後の監視の仕組みと併せて供給余力確保のためにそれなりの設定をしていく必要があると思う。ヒアリングされたところは大手3者のエリアの一番大きな競合相手。相対交渉し、継続してガス供給を提供してもらうという前提で話をされているが、当然自前で投資することも大手事業者であれば体力的にも可能な部分もあると思うので、相対で提供してもらうだけでなく自前投資の困難さが本当にどれほどのものなのかという視点もあっていいと思う。大石委員からあったが、消費者の声を聞く機会はきちんと設けていただく必要がある。経過措置が外れることによってどのような影響があるのかということを知った上で御意見を聞く機会、恐らくパブコメを設定されると思うが、その中で丁寧にヒアリングすることが必要。【村松委員】

第28回電力・ガス基本政策小委員会での議論概要（経過措置料金解除基準関係） 4 / 4

- 第28回電力・ガス基本政策小委員会では、委員等から、下記の趣旨の御意見を頂いた。

経過措置料金解除基準関係

- 今後の検討の進め方に賛成。基本的にはこの解除基準に沿って進めていくということが必要。あまり事業の予見性を低下させるようなことをするべきではないので、基準に従って考えていくことだと思うが、十分な供給余力があるかどうかという若干曖昧な部分もあるので、その辺りについては丁寧に調査をしながらパブリックコメントの結果も踏まえて総合的に判断するということがよいと思うし、解除したとしても特別な事後監視をしっかりと進めていくことは重要ではないかと思う。【秋元委員】
- 経過措置料金規制解除の基準が4つ挙げられているが、これに一つでも適合すれば十分に検証した上で解除していくことに賛成。その背景を考えると、自由化がガスの分野においてかなり順調に進んでいると思っており、特に新規参入者が大手の企業が多いということも考え併せると、経過措置料金の規制を解除すること自体が、ある意味では自由の競争をより活発なものにする可能性も秘めていると考えられ、そういうことも含めて基準の解除を考えていくべき。ただ、解除したとしてもやはりいろいろと懸念は残るわけであり、そのためにも解除後3年間は不当な値上げがないかということをきちんとチェックをしていくということも重要だと思う。【柏木委員】

経過措置料金規制解除基準と趣旨

- 処分基準等においては、解除基準の具体的内容が、次の①～④のいずれかに該当する場合として規定されているが、そのいずれかに該当する場合であっても、適正な競争関係が確保されていると認められない場合には、解除を行わないものとされている。

経過措置料金規制解除基準

趣旨

①当該事業者の都市ガス利用率が50%以下

- ✓ 独占禁止法においては、市場シェアが50%超であることが「独占的状態」の要件の1つ。
- ✓ 市場シェア（都市ガス利用率）が50%以下である場合には、他燃料事業者・他ガス小売事業者による十分な競争圧力が働いているものと考えられる。

②直近3年間のフロー競争状況

- ✓ 旧一般ガスみなしガス小売事業者の獲得件数の半数以上を、他燃料事業者・他ガス小売事業者が獲得している場合には、十分な競争圧力が働いているものと考えられる。
- ✓ 直近の競争状況を正しく評価する観点から、直近3年間の合計ベースで判断。

③他のガス小売事業者の販売量シェアが10%以上

- ✓ 公正取引委員会が公表している主要な企業結合事例では、シェア10%以上の競争者が存在し、かつ当該競争者に十分な供給余力がある場合には、当該競争者は有力な競争者であり、企業結合を行おうとする者に対する牽制力として機能すると評価されていることが一般的。
- ✓ したがって、他のガス小売事業者の販売量シェアが10%を超え、かつ十分な供給余力がある場合には、他のガス小売事業者による十分な競争圧力が働いているものと考えられる。

④小口料金平均単価の3年連続下落及び経過措置料金件数と自由料金件数

- ✓ 小売料金の低下が継続的に進んでいる場合には、他燃料事業者・他ガス小売事業者からの十分な競争圧力が働いている可能性が高い。
- ✓ 多数の需要家が自由料金メニューによって供給を受けることとなり、指定旧供給区域等小売供給約款に基づく料金メニューで供給を受ける需要家が限定的となっている場合には、経過措置料金規制を課す必要性が乏しいと考えられる。

今後の検討の進め方

- 各社の基準達成状況を整理すると下図のとおり。
- 経過措置料金規制を解除するに当たっては、以下①～④の解除基準のいずれかを満たしているかどうかに加え、「**適正な競争関係が確保されていると認められない**」事由がないかどうかもしっかりと確認しながら**総合的に判断**することとしているところ。
- 次回以降の本委員会において、前頁の電力・ガス取引監視等委員会への意見聴取結果や、パブリックコメントの結果を踏まえて、解除して差し支えないかどうかを総合的に判断することとしてはどうか。
- なお、仮に経過措置料金規制が解除されることとなった場合でも、解除の日から3年間は**特別な事後監視**を実施し、小売料金の合理的ではない値上げが行われていないか確認することで、需要家の利益を保護していくとともに、更なる競争促進策を通して、需要家利益の増進を図っていく。

各社の状況まとめ

	東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
①当該事業者の都市ガス利用率が50%以下	×	×	×
②直近3年間のフロー競争状況	△(※)	△(※)	△(※)
③他のガス小売事業者の販売量シェアが10%以上	△(※)	△(※)	△(※)
④小口料金平均単価の3年連続下落及び経過措置料金件数と自由料金件数	×	×	×

(※) 他のガス小売業者に十分な供給余力があると認められる場合には、基準を満たす。

ガス大手3者の小売料金設定方法と適切な監視の必要性について 1 / 3

- 第28回基本政策小委員会において、需要の多寡や競争圧力の強弱を背景に、**同一の供給区域内で適用される小売料金に価格差が生じ、需要家が損失を受ける可能性**を懸念するご意見をいただいた。
- 事務局において確認を行ったところ、ガス大手3者が設定している小売供給約款（自由料金・規制料金）は当該約款で定める供給区域ごとに一律の小売料金であり、需要の多寡等の地域特性を理由に供給区域内で価格差を設けている例は確認されなかった。
- 経過措置料金規制が解除された場合、料金設定は事業者の自由となるが、ガス事業は事業の特性上、**同一供給区域内のどの地域で事業を行うか、あるいは地域ごとの需要の多寡によって事業コストが大きく変わる**こととなる可能性は乏しい（※）ことに留意する必要がある。
- また、①経過措置料金規制の解除後に他小売事業者の撤退その他の事情によって市場環境が一時的に変化し、**地域や需要家層によっては競争圧力が一定程度低下する可能性が否定しきれない**こと、②都市ガスの需要家にとっては需要家層を問わず**都市ガスは必需品**といえること、を踏まえ、小売料金の不当な値上げによって需要家等に不測の損害が発生することを防止するため、特別な事後監視を3年間行うこととしている。
- 特別な事後監視の中で、標準料金メニューの設定状況等小売料金の合理的ではない値上げが行われていないかを確認することで需要家の利益を保護していくとともに、3年間経過後も一般的な市場監視を行う。

（※）同一供給区域内での供給にかかる託送料金は同一であり、その他小売料金の基礎となる営業コストや契約維持コストについても、家庭用を中心とした小口部門においてはインターネットや郵送によるものが主であることから地域ごとのコスト差は小さく、また、需要の多寡に応じて営業所を設置していることから、地域ごとの消費機器保安等のコスト差は小さい。

各社の自由料金設定状況

東京ガス	東京地区等	区域内一律料金
	群馬地区(指定旧供給区域等の指定なし)	区域内一律料金
	群馬南地区(指定旧供給区域等の指定なし)	区域内一律料金
大阪ガス		区域内一律料金
東邦ガス		区域内一律料金

ガス大手3者の小売料金設定方法と適切な監視の必要性について 2 / 3

- 関連して、民法上、全ての商品・役務について、**定型約款**（※1）の**変更は一定の場合に限り契約相手方との個別の合意なく行うことができる旨の規定**（第548条の4）が置かれており、本規定によりガスの需要家の利益は一定の保護を受ける。
- 具体的には、同条第1項第1号又は第2号の要件に該当しなければ、個別の相手方との合意なく定型約款を変更することができない。

※1 家庭用ガス料金については、①ガス小売供給契約が不特定多数者を相手にする契約であり、②当該取引の内容が画一的であることが合理的であるとともに、③契約内容とすることを目的としてガス小売事業者により準備された条項であることから、定型約款に該当するものと考えられる。

定型約款の変更が相手方の一般の利益に適合するとき（第548条の4第1項第1号）

- 相手方の**全体の利益に適合するとき**をいい、全体からみて少数であっても、**定型約款の変更により不利益を受ける者がいる場合はこれに該当しない。**
- したがって、ガスの小売供給約款の**変更によって顧客の一部にとって料金の値上げが生じ得る場合**には、**顧客の一般の利益に適合するとはいえない。**

または

変更の可否が「合理的」（※2）といえるかの考慮要素（第548条の4第1項第2号）

変更の必要性	➢ 継続的なガス小売供給契約の料金を定めた条項を変更する必要性としては、コストの増加の有無、程度、原因等の事情が考慮されると考えられる。なお、コストの増加の原因が事業者にとって他律的な事情（燃料費の上昇や為替相場の変動等）である場合だけでなく、人件費の増加など事業者が左右する余地のある事情であっても、変更の必要性が一概に否定されるものではない。
変更後の約款の内容の相当性	➢ 変更後の内容がその必要性との関係で過剰なものとなっていないか等が考慮される。
その他約款変更の合理性を認める方向に働く積極的な事情	➢ 平均的な判断能力を有する顧客が変更後の約款に拘束されることを望まない場合に、他の業者に乗り換えることが容易であるなどの事情がある場合や、顧客に与える不利益を軽減する措置（例えば、十分な猶予期間の設定や、当該約款変更を理由とする解約の場合には、違約金を課さないこととすることなど）が取られているなどの事情がある場合

※2 料金を規定した条項を変更することにより事業者の利益率が上昇することになる場合であっても、その合理性が一概に否定されるものではなく、サービスの提供を継続するために必要であるなどの合理的な理由の有無、同業他社の利益率等の諸事情を考慮して合理性が判断されると考えられる。したがって、規制料金下で認められていた利益率を上回ってはならないというものではない。

(参考) ガス大手 3 者の小売料金設定方法と適切な監視の必要性について 3 / 3

<民法（昭和29年法律第89号）>

（定型約款の変更）

第五百四十八条の四 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

一 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。

二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。

3 第一項第二号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。

4 第五百四十八条の二第二項の規定は、第一項の規定による定型約款の変更については、適用しない。

(参考) 第4回電気の経過措置料金に関する専門会合(電力・ガス取引監視等委員会) 参考資料2 事務局資料より抜粋

第4回 電気の経過措置料金に関する専門会合
参考資料2

民法改正法における約款規制について

平成30年12月
経済産業省

電気料金の不当な値上げ等を内容とする電気の小売供給約款の変更に関する「事後監視」の在り方について、当専門会合における今後の議論の材料とするため、民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)における定型約款の変更規定(改正民法第548条の4)の考え方について、下記のとおり、事務局において整理し、民法を所管する法務省に確認した。法務省からは、「実際の事案においては、裁判所において、ケースバイケースの判断がなされるものであり、あくまで、一般的な解釈を示すもの。」との留保の下で、下記の整理に異存はない旨の回答があった。

記

1. 約款変更について合意があったものとみなされる場合の一類型である「定型約款の変更が相手方の一般の利益に適合するとき(同条第1項第1号)とは、相手方の全体の利益に適合するときをいい、全体からみて少数であっても、定型約款の変更により不利益を受ける者がいる場合はこれに該当しない。

したがって、電気の小売供給約款の変更によって顧客の一部にとって料金の値上げが生じ得る場合には、顧客の一般の利益に適合するとはいえず、変更の可否は、当該変更が、契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無とその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものといえるか否か(同項第2号)により判断されると考えられる。

2. 前記の合理性の判断に当たっては、必要性や変更後の約款の内容の相当性等の事情が考慮される。

継続的な電気供給契約の料金を定めた条項を変更する必要性としては、コストの増加の有無、程度、原因等の事情が考慮されると考えられる。なお、コストの増加の原因が事業者にとって他律的な事情(燃料費の上昇や為替相場の変動等)である場合だけでなく、人件費の増加など事業者が左右する余地のある事情であっても、変更の必要性が一概に否定されるものではない。

変更後の内容の相当性としては、変更後の内容がその必要性との関係で過剰なものとなっていないか等が考慮される。

そのほか、平均的な判断能力を有する顧客が変更後の約款に拘束されることを望まない場合に、他の業者に乗り換えることが容易であるなどの事情がある場合や、顧客に与える不利益を軽

減する措置(例えば、十分な猶予期間の設定や、当該約款変更を理由とする解約の場合には、違約金を課さないことなど)が取られているなどの事情がある場合には、それらの事情は、約款の変更の合理性を認める方向に働く積極的な事情として考慮される。

3. 料金を定めた条項を変更することにより事業者の利益率が上昇することになる場合であっても、その合理性が一概に否定されるものではなく、サービスの提供を継続するために必要であるなどの合理的な理由の有無、同業他社の利益率等の諸事情を考慮して合理性が判断されると考えられる。したがって、規制料金下で認められていた利益率を上回ってはならないというものではない

【参照条文】

○民法(明治29年法律第89号)(平成32年4月1日施行部分)

(定型約款の変更)

第548条の4 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

- 一 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。
 - 二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。
- 3 第一項第二号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。
- 4 (略)

以上

他燃料・他都市ガスとの競争状況について

- 第28回基本政策小委員会において、都市ガスと他燃料との競争状況を精緻に分析するべき、との意見をいただいたことを踏まえ、大手3者の指定旧供給区域単位での競争状況について分析を実施した。
- 各社とも、指定旧供給区域での他燃料シェア（件数ベース）は概ね横ばいである一方、主に他都市ガス小売事業者の調定件数増加に伴い、都市ガス利用率は低下傾向にある。

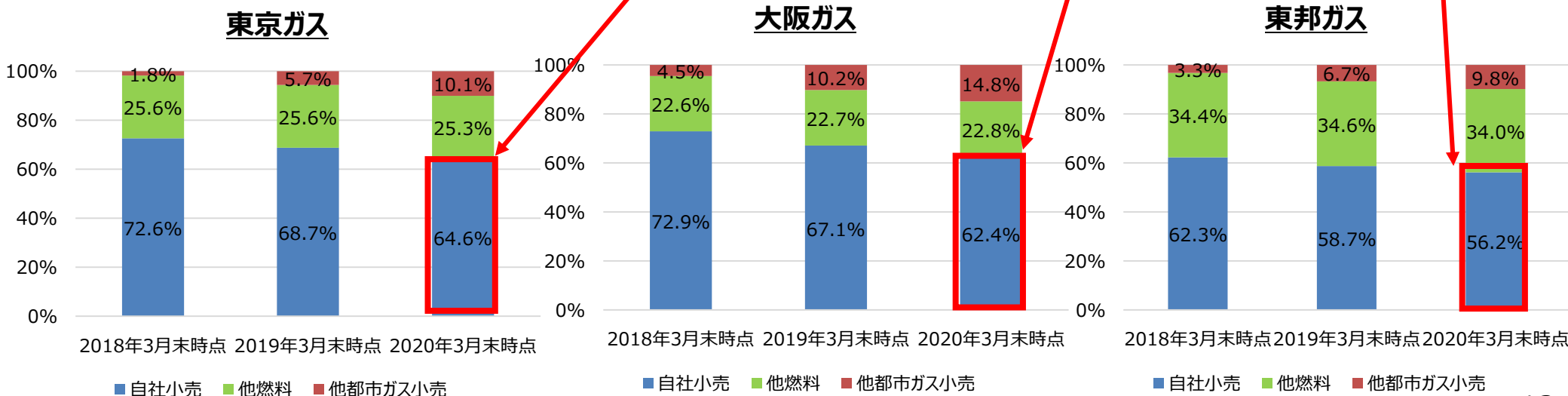
第28回電力・ガス基本政策小委員会（2020年10月30日）資料4 事務局資料より抜粋のうえ、一部加工

各社の状況

	東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
都市ガス利用率（※）	64.6%	62.4%	56.2%
（参考） 経過措置料金規制を課した際の都市ガス利用率	75.8%	76.9%	66.1%

（※）家庭用調定件数（万件）/旧供給区域内一般世帯数（万件）×100 で計算

2020年3月時点



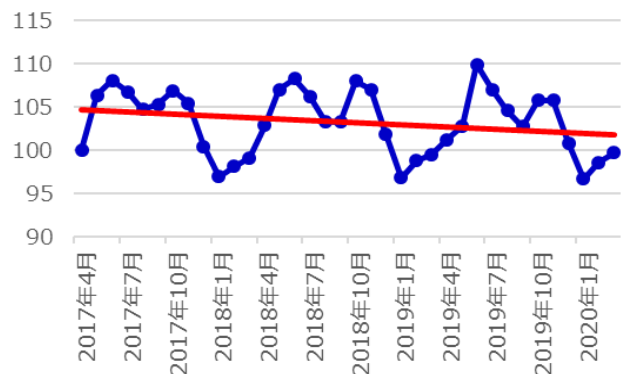
大手3者の小口料金平均単価の推移

- 大手3者のエリアの小口料金平均単価(※1、※2)は、冬場の気温差による販売量の多寡、経済動向等の複数の要因に影響されつつも、小売全面自由化以降緩やかな低下傾向にある。

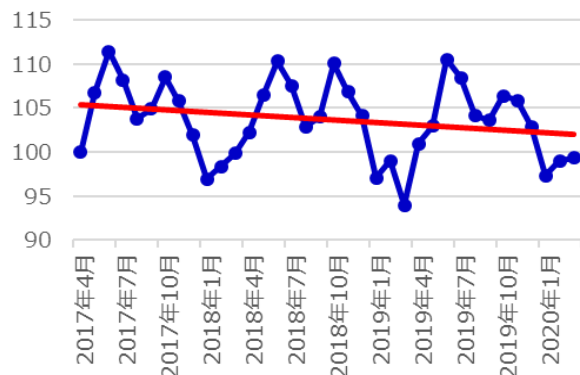
(※1) 原料費調整額を除き、自由料金及び経過措置料金の両方を含む。

(※2) 小口とは年間使用量10万㎡未満の需要をいう。

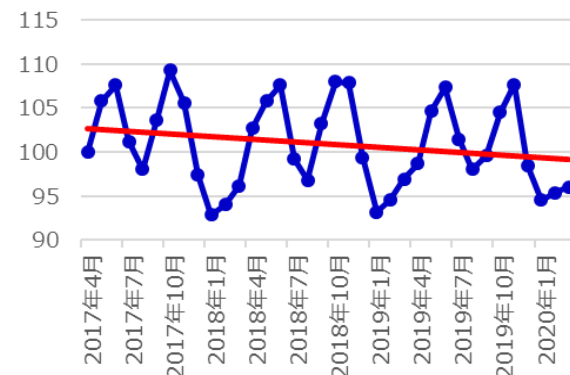
東京ガス(※3)



大阪ガス(※3)



東邦ガス(※3)



(※3) 2017年4月の料金平均単価を100とした場合の、2020年3月までの各月の小口料金平均単価を指数表記。

出典：大手3者提供データ

解除基準の充足状況 ②直近3年間のフロー競争状況

- 本基準は、小口需要 (※1) に係る新築・既築物件について、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者による都市ガス供給採用件数×1/2 ≤ 当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の都市ガス利用率を踏まえた他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数・他燃料採用件数を満たすかどうかで判断を行う。
- また、上記の式を満たすことに加えて、小口需要におけるガスの小売全面自由化に係る認知度が50%以上であること及び他の小売事業者に十分な供給余力があることが必要である。
- 各社とも、上記式を満たし、かつ認知度が50%以上であるが、十分な供給余力があることについては後述する。

※1 小口需要とは年間使用量10万㎡未満の需要をいう。

各社の状況 ※2020年3月時点

		東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
左辺 (=②)	① 旧一般ガスみなし小売事業者による都市ガス供給採用件数	67万件	36万件	15万件
	② ①×1/2	33.5万件	18万件	7.5万件
右辺 (=③/④×⑤)	③ 0.5 (※2) ※2 指定を行わない場合の都市ガス利用率の上限値である50%を意味する。			
	④ 都市ガス利用率	64.6%	62.4%	56.2%
	⑤ 他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数・他燃料採用件数	167万件	117万件	38万件
右辺と左辺の大小関係		左辺 ≤ 右辺 (33.5万 ≤ 129万)	左辺 ≤ 右辺 (18万 ≤ 94万)	左辺 ≤ 右辺 (7.5万 ≤ 34万)
		東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
小売全面自由化に係る認知度		83.6%	84.9%	81.2%

解除基準の充足状況 ③他のガス小売事業者の販売量シェアが10%以上

- 本基準は、直近1年間の小口需要に係る都市ガス販売量における他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上であり、かつ、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力があるかどうか、で判断を行う。
- 各社とも、指定旧における他のガス小売事業者の販売量シェアは10%以上となっているが、十分な供給余力があることについては後述する。

指定旧における直近1年間(※)の小口需要に係る他のガス小売事業者の販売量シェア(※) 2019.4.1~2020.3.31

	東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
他のガス小売事業者の販売量シェア	11.9%	13.2%	10.8%

※東京ガス、大阪ガス、東邦ガスそれぞれの指定旧においてガス小売事業を営むガス小売事業者に対して、ガス事業法に基づく報告徴収を実施して集計

各社の指定旧に参入しているガス小売事業者一覧 (2020年3月末時点)

東京ガスエリア

- ・東京瓦斯株式会社
- ・東京電力エナジーパートナー株式会社
- ・三菱石油株式会社
- ・ENEOS株式会社
- ・日本瓦斯株式会社
- ・東彩瓦斯株式会社
- ・東日本ガス株式会社
- ・新日本瓦斯株式会社
- ・北日本ガス株式会社
- ・河原実業株式会社
- ・レモンガス株式会社
- ・東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社
- ・株式会社サイサン
- ・株式会社ガスパル
- ・株式会社ファミリーネット・ジャパン
- ・日本ファシリティ・ソリューション株式会社
- ・HTBエナジー株式会社
- ・イーレックス株式会社
- ・中央電力株式会社
- ・株式会社CDエナジーダイレクト
- ・エネックス株式会社
- ・株式会社PinT
- ・エフビットコミュニケーションズ株式会社
- ・アストマックス・トレーディング株式会社
- ・株式会社イーエムアイ
- ・日東エネルギー株式会社
- ・株式会社アースインフィニティ
- ・株式会社グローバルエンジニアリング
- ・東京エナジーアライアンス株式会社

大阪ガスエリア

- ・大阪瓦斯株式会社
- ・関西電力株式会社
- ・東京電力エナジーパートナー株式会社
- ・三菱石油株式会社
- ・岩谷産業株式会社
- ・伊丹産業株式会社
- ・株式会社ガスパル
- ・株式会社ファミリーネット・ジャパン
- ・近畿エア・ウォーター株式会社
- ・イーレックス株式会社
- ・株式会社関電エネルギーソリューション
- ・エフビットコミュニケーションズ株式会社
- ・株式会社イーエムアイ
- ・株式会社アースインフィニティ
- ・テプコカスタマーサービス株式会社
- ・株式会社グローバルエンジニアリング
- ・東京エナジーアライアンス株式会社

東邦ガスエリア

- ・東邦瓦斯株式会社
- ・東京電力エナジーパートナー株式会社
- ・中部電力ミライズ株式会社
- ・株式会社サイサン
- ・株式会社ガスパル
- ・株式会社ファミリーネット・ジャパン
- ・イーレックス株式会社
- ・エフビットコミュニケーションズ株式会社
- ・株式会社イーエムアイ
- ・テプコカスタマーサービス株式会社
- ・株式会社グローバルエンジニアリング
- ・T&TEナジー株式会社
- ・東京エナジーアライアンス株式会社

(参考) 企業結合ガイドラインの規定について

- 第28回基本政策小委員会において、競争政策上の観点から「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」における参入圧力の考え方及び将来の効率性の向上についてご意見をいただいた。
- 参入圧力が十分働いているかどうかについては、概ね2年以内の期間で考慮することとされている。

<企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針>

第4 水平型企業結合による競争の実質的制限

2 単独行動による競争の実質的制限についての判断要素

(2) 輸入

輸入圧力が十分働いていれば、当該企業結合が一定の取引分野における競争を制限することとなるおそれは小さいものとなる（注8）。需要者が当事会社グループの商品から容易に輸入品に使用を切り替えられる状況にあり、当事会社グループが当該商品の価格を引き上げた場合に、輸入品への切替えが増加する蓋然性が高いときには、当事会社グループは、輸入品に売上げを奪われることを考慮して、当該商品の価格を引き上げないことが考えられる。輸入圧力が十分働いているか否かについては、現在輸入が行われているか否かにかかわらず、次の①～④のような輸入に係る状況をすべて検討の上、商品の価格が引き上げられた場合に、輸入の増加が一定の期間（注9）に生じ、当事会社グループがある程度自由に価格等を左右することを妨げる要因となり得るか否かについて考慮する。

（注9）おおむね2年以内を目安とするが、産業の特性によりこれよりも短期間の場合もあれば長期間の場合もある。後記(3)の参入における「一定の期間」についても同様である。

(3) 参入

参入が容易であり、当事会社グループが商品の価格を引き上げた場合に、より低い価格で当該商品を販売することにより利益をあげようとする参入者が現れる蓋然性があるときには、当事会社グループは、参入者に売上げを奪われることを考慮して、商品の価格を引き上げないことが考えられる。したがって、参入圧力が十分働いていれば、当事会社グループがある程度自由に価格等を左右することを妨げる要因となる。参入圧力が十分働いているか否かについては、前記(2)の輸入に係る分析と同様に、次の①～④のような参入に係る状況をすべて検討の上、参入が一定の期間に行われ、当事会社グループがある程度自由に価格等を左右することを妨げる要因となり得るか否かについて考慮する。

(7) 効率性

企業結合後において、規模の経済性、生産設備の統合、工場の専門化、輸送費用の軽減、研究開発体制の効率化等により当事会社グループの効率性が向上することによって、当事会社グループが競争的な行動をとることが見込まれる場合には、その点も加味して競争に与える影響を判断する。

この場合における効率性については、①企業結合に固有の効果として効率性が向上するものであること、②効率性の向上が実現可能であること、③効率性の向上により需要者の厚生が増大するものであることの3つの観点から判断する。

なお、独占又は独占に近い状況をもたらす企業結合を効率性が正当化することはほとんどない。

十分な供給余力について①

- 第28回基本政策小委員会でご議論いただいた内容を踏まえ、2020年11月11日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）委員長に対して、「十分な供給余力の確保のために競争上の観点から必要と考えられる事項」について意見を聴取した。
- 意見聴取に対し、資料3-2のとおり2021年1月12日付けで回答がなされたことから、当該意見回答内容を踏まえてガス大手3者の解除基準の充足状況についてご議論をいただきたい。

（参考）第28回電力・ガス基本政策小委員会（2020年10月30日）資料4 事務局資料より抜粋

十分な供給余力について（他のガス小売事業者へのヒアリング結果）

- 大手3者の指定旧において最大の販売量シェアを有する新規参入者に対しその供給力の確保状況についてヒアリングを実施したところ、需要に応じた供給力確保の見込みがあり、**足元の供給力の確保については特段問題ないことが確認できた。**
- 他方で、**将来にわたって十分な供給余力を確保し得るかどうか**については、特に外部から調達する供給力に関し、**受託製造約款外の委託熱調契約（※）や都市ガス卸契約を相対交渉により引き続き締結できるかどうか等**について懸念が示された。（※）ガス事業法に基づく受託製造は、液化ガス貯蔵設備及びガス発生設備を用いて行うガスの製造をいい、熱量調整や付臭のみを行う場合は受託製造約款外での相対交渉となる。
- 他のガス小売事業者に十分な供給余力があるかどうかについては、この懸念に関して、**外部から調達する供給力に関する事項や、新規参入者自らが保有又は増強する製造設備の余力等**を考慮しつつ検討を深めることが必要と考えられる。
- この点、他のガス小売事業者が外部から調達する供給力を将来にわたって十分に確保することを含め、十分な供給余力の確保のために競争上の観点から必要と考えられる事項について、電力・ガス取引監視等委員会に対して、意見を聴くこととしてはどうか。

ヒアリング結果

A社	現状認識	・ 現状相対での委託熱調契約を利用してきており、 足元の供給力については心配はない。
	懸念事項	・ 相対交渉を行い、旧一般ガス事業者の余力の範囲での 委託熱調契約を締結しているが、今後これが更新されない場合、供給力が不足する懸念がある。 ・ 供給余力があるエリアから供給力が不足するエリアへの振替供給が実施できれば供給力不足解消に寄与する。
B社	現状認識	・ 設備余力等を考慮すれば、 直近では供給力が不足することは見込まれない。
	懸念事項	・ 需要が短期間でスイッチされた場合、 基地利用や都市ガス卸の相対交渉を実施するが、相対交渉がうまくいか不明。
C社	現状認識	・ 現状相対での委託熱調契約を利用してきており、 足元の供給力については心配はない。
	懸念事項	・ 振替供給を利用して供給しているエリアが存するが、 振替上限量に達してしまった場合、当該エリアへの販売活動が停滞する懸念がある。 ・ 現状、エリアで唯一ガス製造設備を有する旧一般ガス事業者との相対交渉により 委託熱調契約を締結しているが、当該契約が締結できなくなった場合、供給力が確保できなくなる懸念がある。

十分な供給余力について (総論)

- 「十分な供給余力」は、指定旧における他のガス小売事業者が自社の小売供給の用に供することが可能なガスが十分でない場合 (例：製造設備の休廃止によって将来的に供給区域内の余剰供給力が減少) には、旧一般ガスみなしガス小売事業者が値上げ等を行ったとしても全ての需要脱落までは起きないと見込む可能性が理論的に存在し、**競争圧力が十分に機能しない可能性があることから設けられた条件**である。
- 一般的に、事業者が追加的に都市ガスの供給力を確保しようとする場合、自社設備の建設に加えて、ガス受託製造約款に基づくガス受託製造を依頼する、ガス製造に必要な設備を有する事業者に対して熱量調整や付臭等の業務を相対で依頼する、他者から相対で必要なガス卸供給を受ける、等の方法が考えられる。
- そこで、十分な供給余力が要件として規定された趣旨を踏まえつつ、その有無は、例えば以下の2つの視点を考慮して総合的に判断することとしてはどうか。

A) 他のガス小売事業者が自ら確保する供給力が十分か

- 獲得する需要を満たす十分な製造設備の余力を現有しているかどうか
- 製造設備の増強・拡大を予定しているかどうか 等

B) 他のガス小売事業者が外部から調達する供給力が十分か

- 他のガス製造事業者から、必要な受託製造 (受託製造約款に基づく受託製造) を受けられるかどうか
- 必要な熱量調整や付臭等のガス製造に係る業務が積極的に受託されるかどうか
- 他者から積極的に必要なガスの卸供給を受けられるかどうか 等

3. ガス受託製造・相対卸について必要な事項 (2/2)

- 前頁の状況を踏まえれば、大手3者エリアにおいて、他のガス事業者将来にわたって十分な供給余力があると判断するには、**大手3者が新規参入者の求めに応じ、受託製造（約款外の熱量調整や付臭など一部工程に係る業務を含む）や相対卸を積極的に行うことを担保することが必要**と考えられるのではないかと。
- このため、**経過措置料金を解除するためには、大手3者が、受託製造や相対卸に積極的に取り組むことのコミットメントを行うことが必要**ではないかと。

<コミットメント案>

- 他の事業者から、ガス製造に係る業務（熱量調整や付臭など一部工程に係る業務を含む。以下同じ。）の委託の依頼があった場合には、設備余力がないなどの理由がない限りは、それを受託する。特に、既にガス製造に係る業務の委託契約を締結している事業者がその業務の継続を希望する場合には、止むを得ない理由がない限りは、それを継続する。
- 他の事業者から、ガスの卸供給の依頼があった場合には、供給余力がないなどの理由がない限りはこれを行う。

※ 上記のコミットメントにおける「設備余力がないなどの理由」「供給余力がないなどの理由」については、コミットメント文中に例示された「設備余力がない」「供給余力がない」に準ずる客観的かつ合理的な事由を想定しており、これに準じない解釈までもが認められるものではない。もっとも、上記のコミットメントは、コストを下回るなど経済合理的でない価格水準での他の事業者の依頼に応じることまでを求めるものではない。

4. 経過措置料金解除後の適正な競争関係の確保について必要な事項 (4/5)

- これらを踏まえ、経過措置料金解除後も、上記3エリアのガス市場 (卸売・小売) における適正な競争関係が確保されていると判断するためには、大手3者が以下のコミットメントを行うことが必要ではないか。

<コミットメント案>

- 「スタートアップ卸」について、旧一般ガスみなしガス小売事業者の小売事業との競争性を確保できる価格水準で都市ガスを調達できる環境を整備し、新規参入を支援するために開始された趣旨を踏まえ、利用実績が上がるよう、積極的に取り組む。この際、卸価格の設定に当たっては、「旧一般ガスみなしガス小売事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金から一定の経費を控除し算定した上限卸価格の下で、卸元事業者と利用事業者が個別に卸価格を交渉する」とされていることを踏まえ、他の事業者からの求めに応じて誠実に交渉を行い、対応する。

十分な供給余力について②

- 経済産業大臣からの意見聴取に対して委員会委員長からなされた回答の内容を踏まえれば、①大手3者の指定旧供給区域等において他のガス小売事業者に必要な供給余力があると判断するためには、将来にわたり他のガス小売事業者が外部から調達する供給力を含めて十分な供給力を確保できる環境、及び、②将来にわたり適正な競争関係が確保されるために必要となる、ガス小売事業への新規参入が円滑化される環境、が整備されている必要がある。
- したがって、大手3者の指定旧供給区域等の指定の解除を行うためには、当該区域の旧一般ガスみなしガス小売事業者から、次の3点についての意思表示がなされている必要があると考えられる。

意思表示がなされている必要がある事項

1. 他の事業者から、ガス製造に係る業務（熱量調整や付臭など一部工程に係る業務を含む。以下同じ。）の委託の依頼があった場合には、設備余力がないなどの理由がない限りは、それを受託する。特に、既にガス製造に係る業務の委託契約を締結している事業者がその業務の継続を希望する場合には、止むを得ない理由がない限りは、それを継続する。
2. 他の事業者から、ガスの卸供給の依頼があった場合には、供給余力がないなどの理由がない限りはこれを行う。
3. 「スタートアップ卸」について、旧一般ガスみなしガス小売事業者の小売事業との競争性を確保できる価格水準で都市ガスを調達できる環境を整備し、新規参入を支援するために開始された趣旨を踏まえ、利用実績が上がるよう、積極的に取り組む。この際、卸価格の設定に当たっては、「旧一般ガスみなしガス小売事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金から一定の経費を控除し算定した上限卸価格の下で、卸元事業者と利用事業者が個別に卸価格を交渉する」ものとされていることを踏まえ、他の事業者からの求めに応じて誠実に交渉を行い、対応する。

※上記のコミットメントにおける「設備余力がないなどの理由」「供給余力がないなどの理由」については、コミットメント文中に例示された「設備余力がない」「供給余力がない」に準ずる客観的かつ合理的な事由を想定しており、これに準じない解釈までもが認められるものではない。もっとも、上記のコミットメントは、コストを下回るなど経済合理的でない価格水準での他の事業者の依頼に応じることまでを求めるものではない。

大手3者からの回答

- 前頁記載の1～3の意思表示の可否を、2021年2月2日に経済産業省から大手3者に確認したところ、2月19日までに各者から回答が得られたため、その内容について報告をさせていただきます。
- 大手3者からは、次ページ以降のとおり、意思表示が行われた。

大手3者からの回答（東京ガス）

（コミットメントについて）

- 他の事業者から、ガス製造に係る業務（熱量調整や付臭など一部工程に係る業務を含む。以下同じ。）の委託の依頼があった場合には、設備余力がないなどの理由がない限りは、それを受託いたします。特に、既にガス製造に係る業務の委託契約を締結している事業者がその業務の継続を希望する場合には、止むを得ない理由がない限りは、それを継続いたします。
- 他の事業者から、ガスの卸供給の依頼があった場合には、供給余力がないなどの理由がない限りはこれを行います。
- 「スタートアップ卸」について、旧一般ガスみなしガス小売事業者の小売事業との競争性を確保できる価格水準で都市ガスを調達できる環境を整備し、新規参入を支援するために開始された趣旨を踏まえ、利用実績が上がるよう、積極的に取り組みます。この際、卸価格の設定に当たっては、「旧一般ガスみなしガス小売事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金から一定の経費を控除し算定した上限卸価格の下で、卸元事業者と利用事業者が個別に卸価格を交渉する」ものとされていることを踏まえ、他の事業者からの求めに応じて誠実に交渉を行い、対応いたします。

注) この記載にある「設備余力がないなどの理由」「供給余力がないなどの理由」とは、それぞれ、「設備余力がない」「供給余力がない」に準ずる客観的かつ合理的な事由を指しています。なお、コストを下回るなど経済合理的でない価格水準での他の事業者の依頼に応じることまでをコミットするものではありません。

（コミットメントを行うことを踏まえた弊社の対応）

- 弊社は、ガスシステム改革で掲げられた目的を達成するためには、異分野からの新規参入者を含めたガス小売事業者間において、多様なサービスの内容を競い合う環境が必要であると認識しております。
- これまでのガス大手3者の小売経過措置料金規制に関する議論を真摯に受け止め、新規参入者から、ガス製造に係る業務委託や、スタートアップ卸を含むガス卸供給の依頼があった場合には、本コミットメントを行うことを踏まえ、誠実に対応してまいります。

大手3者からの回答（大阪ガス）

（コミットメントについて）

当社は、ガス小売経過措置料金規制の解除にあたり、以下の事項を表明いたします。

- 他の事業者から、ガス製造に係る業務（熱量調整や付臭など一部工程に係る業務を含む。以下同じ。）の委託の依頼があった場合には、設備余力がないなどの理由がない限りは、それを受託する。特に、既にガス製造に係る業務の委託契約を締結している事業者がその業務の継続を希望する場合には、止むを得ない理由がない限りは、それを継続する。
- 他の事業者から、ガスの卸供給の依頼があった場合には、供給余力がないなどの理由がない限りはこれを行う。
- 「スタートアップ卸」について、旧一般ガスみなしガス小売事業者の小売事業との競争性を確保できる価格水準で都市ガスを調達できる環境を整備し、新規参入を支援するために開始された趣旨を踏まえ、利用実績が上がるよう、積極的に取り組む。この際、卸価格の設定に当たっては、「旧一般ガスみなしガス小売事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金から一定の経費を控除し算定した上限卸価格の下で、卸元事業者と利用事業者が個別に卸価格を交渉する」ものとされていることを踏まえ、他の事業者からの求めに応じて誠実に交渉を行い、対応する。

注）この記載にある「設備余力がないなどの理由」「供給余力がないなどの理由」とは、それぞれ、「設備余力がない」「供給余力がない」に準ずる客観的かつ合理的な事由を指しています。なお、コストを下回るなど経済合理的でない価格水準での他の事業者の依頼に応じることまでを表明するものではありません。

（コミットメント実施にあたっての対応）

- ガス小売経過措置料金規制の解除にあたっては、将来にわたり、他のガス小売事業者が十分な供給力を確保できる、また、ガス小売事業への新規参入が円滑化される環境が必要と理解しております。
- この実現のため、他の事業者からのガス製造に係る業務の委託・ガスの卸供給の求めがあった場合は、速やかに、かつ、誠実に対応を行います。

大手3者からの回答（東邦ガス）

（コミットメントについて）

- 他の事業者から、ガス製造に係る業務（熱量調整や付臭など一部工程に係る業務を含む。以下同じ。）の委託の依頼があった場合には、設備余力がないなどの理由がない限りは、それを受託する。特に、既にガス製造に係る業務の委託契約を締結している事業者がその業務の継続を希望する場合には、止むを得ない理由がない限りは、それを継続する。
- 他の事業者から、ガスの卸供給の依頼があった場合には、供給余力がないなどの理由がない限りはこれを行う。
- 「スタートアップ卸」について、旧一般ガスみなしガス小売事業者の小売事業との競争性を確保できる価格水準で都市ガスを調達できる環境を整備し、新規参入を支援するために開始された趣旨を踏まえ、利用実績が上がるよう、積極的に取り組む。この際、卸価格の設定に当たっては、「旧一般ガスみなしガス小売事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金から一定の経費を控除し算定した上限卸価格の下で、卸元事業者と利用事業者が個別に卸価格を交渉する」ものとされていることを踏まえ、他の事業者からの求めに応じて誠実に交渉を行い、対応する。

注）この記載にある「設備余力がないなどの理由」「供給余力がないなどの理由」とは、それぞれ、「設備余力がない」「供給余力がない」に準ずる客観的かつ合理的な事由を指しています。なお、コストを下回るなど経済合理的でない価格水準での他の事業者の依頼に応じることまでを意思表示するものではありません。

（実施に向けた弊社の対応）

- 上記内容が、審議会等の場において、将来にわたる新規参入者の十分な供給余力の確保と適正な競争環境の確保の観点から必要な取り組みであるとされたことについて、弊社としても大変重く受け止めており、記載内容に賛同するとともに、真摯に対応していく旨の意思表示をいたします。
- なお、今後の対応に際しましては、これまで以上に事業者ごとの要望を丁寧に理解し、条件等を合理的に判断した上で、誠実な交渉に取り組んでまいります。

今後の進め方

- 大手3者から意思表示がなされたことから、それぞれの指定旧供給区域等において、将来にわたり他のガス小売事業者が外部から調達する供給力を含めて十分な供給力を確保できる環境、及び、将来にわたって適正な競争関係が確保されるために必要となる、ガス小売事業への新規参入が円滑化される環境、が整備され、**他のガス小売事業者に十分な供給余力があると認められる**のではないかと考えられる。十分な供給余力があると認められれば**形式的には解除基準（※）を満たす**と考えられる。

(※)「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第二十二條第一項及び第二十八條第一項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」第三（1）及び（2）

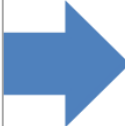
- 経過措置料金規制を解除するに当たっては、解除基準のいずれかを満たしているかどうかに加え、「適正な競争関係が確保されていると認められない」事由がないかどうかもしっかりと確認しながら総合的に判断することとしているところ、消費者を含めた関係者から広く意見を聴取する観点からパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて最終的に解除して差し支えないかどうかを判断することとしたい。

各社の状況まとめ

	東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
①当該事業者の都市ガス利用率が50%以下	× (64.6%)	× (62.4%)	× (56.2%)
②直近3年間のフロー競争状況	○	○	○
③他のガス小売事業者の販売量シェアが10%以上	○ (11.9%)	○ (13.2%)	○ (10.8%)
④小口料金平均単価の3年連続下落及び経過措置料金件数 ≤ 自由料金件数	×	×	×
備考	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 他のガス小売事業者に十分な供給余力があると認められる。 ✓ 適正な競争関係が確保されていると認められない事由はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 他のガス小売事業者に十分な供給余力があると認められる。 ✓ 適正な競争関係が確保されていると認められない事由はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 他のガス小売事業者に十分な供給余力があると認められる。 ✓ 適正な競争関係が確保されていると認められない事由はない。

【前回の御指摘事項③ (池田委員、大石委員)】

国が経過措置料金規制を解除しようとする際は、消費者などの利害関係者が意見を述べる
ことができる機会があるのか。

- 
- 経過措置料金規制の解除要件については、まさに、消費者委員もまじえた本小委員会において御議論いただいているところであるが、実際に当該規制を解除しようとする際も、消費者を含めた関係者からの御意見を国が広く聴取した上で、解除するか否かの判断を行うことが適当である。
 - このため、実際に経過措置料金規制を解除しようとする際は、消費者を含めた関係者からの御意見を広く聴取する観点から、パブリックコメントを実施することとし、その結果を踏まえ、経過措置料金規制を解除しても差し支えないかどうかを国が総合的に判断していくこととしたい。
 - 他方、経過措置料金規制が課される一般ガス事業者・簡易ガス事業者は相当数に上ることが想定されるところ、その全てについて上記の経路を経ることとした場合、**行政コストが著しく増大するなど、得られる効果に比して、要するコストが著しく大きくなることも想定されるところである。**
 - このため、経過措置料金規制を解除しようとする際に**パブリックコメントを実施する対象事業者**については、**需要家に与える影響が特に大きい大手3社に加え、供給戸数が15万戸以上の市町村がある旧一般ガス事業者**としたい。(注1) (注2)
 - また、これらの旧一般ガス事業者については需要家に与える影響が特に大きいことに鑑み、**経過措置料金規制を解除しようとする際のみならず、経過措置料金規制に係る指定を行うか否かの判断を行う際にもパブリックコメントを実施することにより、国が広く関係者の御意見を聴取した上で、判断していくこととしたい。**

(注1) 供給約款料金の認可に当たっては、その影響を受ける需要家の数を勘案し、大手3社については物価関係閣僚会議に付議すべき事業者であり、供給戸数が15万戸以上の市町村がある一般ガス事業者については消費者庁に協議すべき事業者であると整理されている。パブリックコメントの対象事業者については、需要家に対する影響の大きさを勘案することが適当であることから、この指標を参考にすることとする。

(注2) 供給戸数が15万戸以上の市町村がある一般ガス事業者(大手3社を除く。)とは、現時点では、北海道ガス、仙台市ガス局、京葉ガス、北陸ガス、静岡ガス、広島ガス、西部ガスである。仙台市ガス局は公営事業者であることから、その他の事業者についてパブリックコメントを実施することとなる。